

情 個 審 第 2 6 号
令和6年11月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 亀田 哲也

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年9月21日付け廃規諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「隣接地からの土砂の流出被害に係る対応経過記録」部分開示決定に係る審査請求事案

(個人情報諮問第104号)
(個人情報答申第100号)

第1 審査会の結論

実施機関が令和4年2月16日付け廃規指令第1643号により行った部分開示決定については、別表2の「不開示相当部分」欄に掲げる部分を不開示としたことについては妥当であるが、同表の「開示相当部分」欄に掲げる部分につき、これを取り消し、開示すべきである。

第2 質問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和3年12月20日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の保有個人情報の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「〇〇市〇〇に搬入され積み上げられた残土と考えられる膨大な土砂に係る隣接地（〇〇（本人）所有地 地番〇〇〇〇）への流出（被害）に関する

①平成17年より現在に至るまで、県民生活環境部環境政策課並びに廃棄物規制課において対応した経過記録全内容（含 〇〇市〇〇課及び〇〇警察署〇〇課とのやりとり）について」

2 実施機関の決定及び通知

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る開示決定等の期間を45日間延長する旨の決定を行い、令和3年12月27日付け廃規第1684号により、審査請求人に通知した。

(2) 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を次のとおり特定した。

「〇〇市〇〇に搬入され積み上げられた残土と考えられる膨大な土砂に係る隣接地（〇〇（本人）所有地 地番〇〇〇〇）への流出（被害）に関する平成17年より現在に至るまで、県民生活環境部廃棄物規制課において対応した経過記録全内容（含 〇〇市〇〇課及び〇〇警察署〇〇課とのやりとり）について」

また、実施機関は、令和4年2月16日、条例第18条第1項の規定に基づき、別表1の「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書につき、同表の「開示することができない部分の概要」欄に掲げる部分について、同表の「根拠条文」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け廃規指令第1643号（以下「本件決定通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審查請求

令和4年2月28日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 条例第14条第7号には、さらに、アないしオの細則が示されている。本件決定通知書の別紙の「開示することができない部分の概要」欄の各項目は、この細則のいずれに該当するものか明示されていない。一方的に被害を被っている側からすれば、この情報開示によって、「～不当に阻害する」「～支障を及ぼす」「～正当な利益を害する」立場に全くないものであり、被災し不利益を被っている者に対する県のこの判断は不明瞭である。

ウ 本件決定通知書の別紙の「根拠条文」欄の全てに記載されている「当該業務の性質上」との文言は、条例第14条第7号にも記されているところであるが、これに基づいて開示されるべき「当該業務の性質」の内容が曖昧で、県の判断として必ずしも明確ではない。

また、本件決定通知書の別紙において「行政文書」として掲げられている、令和3年3月29日の「関東農政局作成事案概要」の「事案に係る個別具体的な内容、県・国・市の判断」について、本件決定通知書の別紙の「根拠条文」欄には、条例第14条第7号を根拠とし、上記イで述べたことと同様、「開示することにより、県の対応方針が公になるなど<以下略>」との文言が繰り返されている。これによれば、「国の判断」に暗黙裏に立ち入り県で判断（評価）しているかのようにも思われる。これは、県の判断として必ずしも適切とはいえない。

オ 本件決定通知書の別紙において「行政文書」として掲げられている、平成30年12月27日及び令和元年12月19日の「報告書」によって、「事案に係る個別具体的な内容、県の今後の対応」、また、「事案に係る個別具体的な内容」についての資料（「報告書」）が廃棄物規制課不法投棄対策室で保管され存在するという事実が明らかにされた。

同時に、その「根拠条文」欄には、「開示することにより、県の対応方針が公になるなど」とあることからすると、県では「（本事案について）その対応方針について検討している」ということを意味する。にもかかわらず、「当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」との記載で一括りで済ませている。「部分開示」ということからすればなおさら、開示可能な部分について何らかの記載があってしかるべきと考えるものであり、県の判断として十分とはいえない。

カ 「平成29年より現在に至るまで」の県で対応した経過記録全内容（含 ○○市○○課及び○○警察署○○課とのやりとり）の開示をお願いしている。平成30年12月27日付け「報告書」（R4.2.24 廃棄物規制課において（○○）受理P6. 課長、室長、補佐等押印文書）には、「※○○市役所、○○警察署の対応状況を確認して報告すること」と記名のメモ書きもあるが、これに対する報告が見当たらない。

また、上記オによって、県でも連携を図り「（本事案について）検討していることになるのに、本件決定通知書で「部分開示」とはされているが、平成29年、令和2年及び令和3年（4月以降）の「行政文書」が一切見当たらない。県の業務として不自然である。

キ 市○○課の記録によれば、「県」と記した箇所が多数回現れる。（市○○課、○○○○でも、部課長レベルで）相談、打合せに度々訪れているが、県廃棄物規制課では、県の条例によって本事案は○○市の担当であると決め付けている。

また、関連課（室）内で協議検討があったものと考えるが、上記カで

も述べたように、メモ書き（＝平成30年12月27日付け「報告書」P6参照）は黒塗りが免れていているのに、これに対する報告は伏せられ開示されていない。この意図が不明であり、対応が不親切であると考える。

また、開示文書（P 9～P 12）、令和3年3月29日付 関東農政局水利整備課の文書「国営○○地区○○幹線水路違法盛土対応について」にも、当該事業対象施設に「盛土敷地面積約○○○○m² 盛土高約○m」と記されている。

それでも、県では「5000m²未満で、市による対応事案」（茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（土地の埋立て等の許可）第6条）として、県として対応を避けてきている。

上記才のとおり、廃棄物規制課不法投棄対策室で本事案についての資料（H30.10.30「事案整理票」、H30.12.27「報告書」）が整理・保管されていることが判明した。しかも「県の所管ではない」としながら、「根拠条文」に「県の判断が公になるなど、＜中略＞支障を及ぼすおそれがある」と記されていることからすると、ここに県の判断が存在することになる。

「5000m²未満で、市による対応事案」とすれば、「根拠条文」を待つまでもなく、「当該文書は作成していないため、存在しない」ということになると考へるが、にもかかわらず、「県の判断が公になるなど＜中略＞支障を及ぼすおそれがある」というのは、矛盾すると思われる記載である。

(2) 反論書における主張について

ア 実施機関は、令和4年6月13日付け弁明書（以下「弁明書」という。）の5（1）において、条例第14条第7号の「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」が不開示に当たるとし、また、同号に示すアないしオの5項目については具体的な典型事例であるとし、ここに掲げる事務事業以外にも「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」は不開示に当たるものとしている。

これは、本件決定通知書に記された内容と全く同じ内容を文章化しただけで、審査請求によっていかなる審査が執り行われたのか不明であり、弁明としては不適当である。

イ また、実施機関は、弁明書5（2）アについて、条例上の根拠条文が同一であるとし、不開示とした情報については、「いずれも県、〇〇市又は国（関東農政局）などの関係機関等の意思決定に係る重要な文書であり、当該業務の性質上、開示した場合に生じるおそれがある」と、上記アと同様、文章化されているだけで不明であり、弁明としては不適当である。

ウ さらに、実施機関は、弁明書5（2）イで、特に事案への対応方針等を内容とする「当該業務」について、縷々述べているが、請求人の求めに応じた「審査」というのであれば、審査には審査会が立ち上げられ、どのような方々で構成されるのか、そのメンバーは何名で、会議は何回実施され、関係機関等とどのように連携が図られ、如何なる論点のもとでどのような議論がなされたかなど、「当該業務」についての説明に欠けている。「その性質上、定型化されておらず、様々な選択肢がある」とすればなおさら、本件開示請求の対象文書に関する審査がどのように行われたか、「選択肢」とはどのようなものか（従前はどのようなものがあったか）、審査を請求した一県民として知る権利はあると考えるし、こうした具体的な様子が不明であり、納得しがたいところで弁明としては不十分である。

エ 併せて、弁明書5（1）及び（2）には、短い文章であるにもかかわらず、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、「その性質上」あるいは「性質のもの」との文言を含めると6箇所繰り返して用いられ不開示とすることが述べられている。しかも、この文言は、「それぞれに掲げる支障以外の「支障」」にまで無制限に拡大され、これでは、全ての案件について「本号（条例第14条第7号）により、その性質上不開示」ということにもなりかねない。弁明には便利な文言とも、あるいはまた、あたかも条例の不備を晒すような用い方による弁明ではないかとさえ思わせるもので、疑念は一層深まり、弁明として不十分である。

オ 弁明書5（1）及び（2）に記されていることからすると、実施機関としては、まず第一に、条例第14条第6号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」場合も含まれると考える

もので、そうであるとするなら、実施機関では本件について、下記を認定し肯定することになると考えるがいかがか。

- (ア) どこかの部署で「特定の者」の所在を明確に把握していること。
- (イ) 本件に関する個人にとっての不利益な情報を実施機関では保有していること。
- (ウ) 情報開示が「多大なる支障を生じる」ことを見越して、関係機関等（〇〇市若しくは国（関東農政局））と率直かつ十分に情報・意見交換を行ったこと（この「等」には、〇〇警察署（また、〇〇土地改良区）も含まれ、相互に情報交換がなされたと考える。）。
- (エ) 不開示とした情報は「重要な文書」としていることから、本件が重要案件であると認識していること。

これもまた「性質上」の拡大解釈により回答できないということであれば、いよいよ弁明の呈をなさないことになるがいかがか。

カ 弁明書5（3）の、文書の不存在について「口頭で復命されることがある」ことを咎めようとするものでは必ずしもないが、（筆跡も明瞭であることからすれば）それを記した担当者に確かめることはできるはずで、実質的に存在しないとしても（「口頭」での報告の有無、また、どのような報告内容であったか等）本質的には存在が確かめられるものと考える。

しかも、ここには「口頭で復命される場合があり、・・・存在しないものと見込まれる」と記されているが、「見込まれる」とは多分に予想が入り込んでいると考えるので、この判断は審査会の判断なのか、それとも弁明文書作成者の独断的判断なのか判然としない。あるいはまた、探索、審査継続中であるのか。本弁明までには探索、審査に相応の日数をかけている（令和4年2月28日の審査請求からは100日以上経っている）。あるいは、実際に足を運んで現場（〇〇）を複数の目でみているとも考える。重要案件との認識を持ち、複数の関係課所との連絡調整を十分に図っての弁明であるとするなら、なおさら審査請求人が納得できる明快な弁明であってほしいと考えるがいかがか。

キ 弁明書5（2）アに述べられているように「本件請求の対象文書について、それぞれ開示・不開示の判断をした結果、・・・関係機関等の意思決定に係る重要な文書」とされてはいるが、重要な情報を有する案件としながら、一方で口頭での復命があったか否か担当者に確かめたかも不明である。また、報告文書がない（口頭での復命も不明）というのは、言葉では重要案件としながらその後の対応業務を意図して放棄しているとさえ思わせるもので、不誠実かつ矛盾した審査であるとしかいいよう

がない。

条例には、「この条例は、県における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県行政の適正な執行に資することを目的とする。」とある。これが条例の第1条（目的）であることに注意したい。「県行政の適正な執行に資すること」の前に「個人の権利利益の保護を図る」と位置付けられているこの条文は、被害を被っている個人の権利利益も大事にされていると考えるし、そうでなければ、加害者を保護するためだけの法ということになり、甚だ公正を損なう条例ということになる。さらに言えば、第1条以下に長々続く条文は効力を持たず、ひいては、正義を貫く行政業務を著しく阻むことに繋がるものでしかないことになる。

加えて、条例第6条（正確性の確保）「実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」とある。とりわけ本件については、再三に及び当該現場の惨憺たる被害状況を説明してきている。一方的に被害を被っている審査請求人にとっては、この状況を何としても解消したいという思いで、また、必要に迫られ必死の思いでいることからこそ明確にしたいと考えるので、この際、知事印のある「弁明書」だけに実施機関はじめ、関係各課ともこのことは認知されていると考えるがいかがか。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の妥当性について

(1) 条例第14条第7号について（審査請求書4の1）について

条例第14条第7号において、県の機関、国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報のうち、当該事務又は事業の性質上、開示すると当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に当たる旨規定されている。

また、同号アないしオの5項目は、開示することにより、その性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事務又は事業を例示として掲げるとともに、それぞれ、事務又は事業ごとに典型的な支障を例示している。

よって、同号アないしオに掲げる事務又は事業以外の事務又は事業であっても、その性質上、開示すると当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、同号により不開示となる。

また、同号アないしオに掲げる事務又は事業においても、それぞれに

掲げる支障以外の「支障」を及ぼすおそれがある場合には、やはり同号により不開示となるものであり、本件処分における不開示の理由は、審査請求人が主張するような「この細則のいずれに該当する」性質のものではないことから、本件決定通知書の別紙のとおり記載したものである。

(2) 「開示することができない部分の概要」に係る不開示の理由の付記について

ア 審査請求書4の2)について

審査請求人は、「「根拠条文」は、上記「行政文書」それぞれに対して、それぞれに判断が示されるべきと考えるが、そのすべてに「・・・当該事務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と、ほぼ同じ文言で記載されており、県の判断として不自然である」と主張するが、本件開示請求の対象文書について、それぞれ開示・不開示の判断をした結果、不開示とした情報は、いずれも県、〇〇市又は国（関東農政局）などの関係機関等の意思決定に係る重要な文書であり、当該業務の性質上、開示した場合に生じるおそれがある業務の支障も同様の性質のものであり、条例上の根拠条文も同一であることから、結果として、ほぼ同一の文言となったものである。

イ 審査請求書4の3)ないし5)について

審査請求人は、「「根拠条文」のすべてに記載されている「当該業務の性質」の内容が曖昧で、県の判断として必ずしも明確でない」と主張していることから、「当該業務の性質」について述べる。

「当該業務」とは、行政処分、行政指導、調査手法、関係機関等との連携手法、判断基準や事案への対応方針等を内容とするものであるが、その性質上、定型化されておらず、様々な選択肢があるところ、事案に応じて行政機関がその都度行う性質のものであり、今後も同種の業務が反復されるものである。

これら対応方針等を公にすると、行為者に処分逃れや調査逃れ等の対策を取られてしまったり、行政機関に対する関係者からの協力を得られなくなる等により、今後の適正な業務の遂行に多大なる支障が生じ、又は〇〇市若しくは国（関東農政局）などの関係機関等における判断や調査手法等を県が公開することにより、これら関係機関等との連携における信頼関係を損ない、今後、率直な意見交換や協議の実施が困難になる等の業務遂行上の支障が生じるおそれがあることから、審査請求人に対する開示による利益と比較考量しても、不開示すべきものであることは明らかである。

また、審査請求人は、「根拠条文」欄においては個別具体的な記載がされていない旨論じているが、当該欄への記載については、上記アで述べたとおりである。

(3) 本件決定通知書に記載されていない別の文書について（審査請求書の「4 審査請求の理由」の「6」について）

審査請求人は、平成30年12月27日付け「報告書」・・・には、「※〇〇市役所、〇〇警察署の対応状況を確認して報告すること」と記名のメモ書きもあるが、これに対する報告が見当たらない旨主張するが、本件開示請求を受けて廃棄物規制課の執務室及び書庫を探索した結果、当該文書は不存在であった。報告は口頭で復命される場合があり、その場合、文書による報告書は作成しないこともあるため、存在しないものと見込まれる。

また、審査請求人は、平成29年、令和2年及び令和3年（4月以降）の「行政文書」が一切見当たらない旨主張するが、審査請求人が請求した「〇〇市〇〇に搬入され積み上げられた残土と考えられる膨大な土砂に係る隣接地（〇〇（本人）所有地 地番〇〇〇〇）への流出（被害）に関する、平成17年より現在に至るまで、県民生活環境部環境政策課並びに廃棄物規制課において対応した経過記録全内容（含 〇〇市〇〇課及び〇〇警察署〇〇課とのやりとり）について」に該当する保有個人情報が記載された行政文書は、本件請求時に探索したが不存在である。

よって、本件決定通知書に記載されている行政文書以外の文書は作成しておらず、存在しない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分に係る弁明は上記（1）ないし（3）のとおりであり、審査請求人のその他の主張は、認められない。

2 結論

以上により、本件処分には、違法又は不当の点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報は、審査請求人の所有地の隣接地に搬入され積み上げられた残土と考えられる膨大な土砂が審査請求人の所有地に流出したとされることに關し、平成17年より本件開示請求があった日に至る

まで、県民生活環境部環境政策課及び廃棄物規制課において対応した経過記録の全内容（○○市○○課及び○○警察署○○課とのやり取りを含む。）であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

「個人情報」とは、条例第2条第2項において、「生存する個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」をいうとされており、「保有個人情報」とは、同条第5項において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書（茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。）」をいうとされている。

そして、保有個人情報の開示請求については、条例第12条第1項において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」とされている。

そこで、以下においては、本件開示請求に係る保有個人情報の見分結果を踏まえ、対象となる行政文書ごとに、不開示部分がその内容等に照らして上記にいう審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる部分につき、条例第14条に定める不開示情報該当性について検討することとする。

(1) 「平成30年10月12日○○市作成報告書」（別表2の文書番号1）の不開示部分について

当該不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人である相談者の住所及び発言の内容、対応者の発言の内容及び当該発言者の発言の内容に対する認識等に係る情報が記録されていることが認められる。

しかし、当該不開示部分は、審査請求人本人を識別することができることなる情報や個人識別符号が含まれる情報であるとまでは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分については、条例第14条に定める不開示情報該当性について検討するまでもなく、開示することはできない。

(2) 「平成30年10月30日事案整理票」（別表2の文書番号2）の不開示部分について

ア 当該行政文書の1枚目の「事案名」欄について

同欄には、審査請求人から通報があった事案について実施機関が付した名称に係る情報が記録されていることが認められるところ、当該名称は、全体としては、審査請求人の通報の内容を要約して付した名称ということができるところから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

ところで、条例第14条第3号においては、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが不開示情報であるとされ、同号ただし書ないしウにおいて、それぞれ「法令（中略）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」並びに「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、この不開示情報から除くこととされている。

また、同条第4号においては、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」等が不開示情報であるとされ、同号ただし書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、この不開示情報から除くこととされている。

さらに、同条第7号においては、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」であって、開示することにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」等が不開示情報であるとされている。

これらを同欄の 9 文字目ないし 11 文字目の不開示部分についてみると、当該不開示部分には、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報が記録されていることが認められるところ、実施機関は、別表 1 のとおり、○○市○○○○○○○○○○○にに関する条例に基づく業務（以下「市の埋立て条例に基づく業務」という。）に関する情報であって、開示することにより、県、○○市の判断が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 14 条第 7 号に該当し、不開示であるとしている。

しかし、当該不開示部分に記録されている実施機関の当該事案に対する評価と解される情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関や県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

他方で、当該不開示部分を開示すると、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報が明らかとなるから、ひいては、当該行政文書において当該事案の行為者とされている法人及び当該法人の関係者とされている審査請求人以外の特定の個人に対する実施機関の評価と解される情報も明らかになることが認められる。

そして、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該法人に対する評価と解される情報は、それが明らかになると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、同条第 4 号アの情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において不開示情報から除くこととされている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとは認められない。

また、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該個人に対する評価と解される情報は、同条第 3 号本文の個人に関する情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において個人に関する情報から除くこととされている同号ただし書アの「法令（中略）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとは認められないほか、同号ただし書イ及びウの

情報にも該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同条第3号及び第4号アの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。

イ 当該行政文書の1枚目の下から2行目の2文字目ないし27文字目の部分について

当該部分には、審査請求人から通報があった事案における審査請求人の通報の内容を基にした審査請求人の立場に対する実施機関の評価と解される情報が記録されていることが認められるところ、当該部分は、全体としては、審査請求人本人に係る情報であるということができることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

当該部分のうち、2文字目ないし6文字目の不開示部分についてみると、当該不開示部分については、実施機関の当該事案の行為者とされている法人及び当該法人の関係者とされている審査請求人以外の特定の個人に対する実施機関の評価と解される情報が記録されていることが認められるところ、実施機関は、別表1のとおり、市の埋立て条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、県、○○市の判断が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第14条第7号に該当し、不開示であるとしている。

しかし、当該不開示部分に記録されている実施機関の当該法人及び当該個人に対する評価と解される情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関や県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分が同号の不開示情報に該当するということはできない。

他方で、当該不開示部分を開示すると、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該法人及び当該個人に対する評価と解される情報が明らかとなることが認められる。

そして、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該法人に対する評価と解される情報は、それが明らかになると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、同条第4号アの情報に該当することが認められる一方、同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示すること

が必要であると認められる情報」に該当するとまでは認められない。

また、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該個人に対する評価と解される情報は、同条第3号本文の個人に関する情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において個人に関する情報から除くこととされている同号ただし書アの「法令（中略）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することは認められないほか、同号ただし書イ及びウの情報にも該当することは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同条第3号及び第4号アの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。

ウ 当該行政文書の不開示部分のうち、上記ア及びイ以外の部分について

当該部分には、開示請求者以外の特定の個人に対する実施機関の対応方針が記録されていることが認められる。

しかし、当該不開示部分は、審査請求人本人を識別することができることとなる情報や個人識別符号が含まれる情報であるとまでは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当することは認められない。

したがって、当該不開示部分については、条例第14条に定める不開示情報該当性について検討するまでもなく、開示することはできない。

(3) 「平成30年11月30日市からの送付文」（別表2の文書番号3）の不開示部分について

ア 当該行政文書の2枚目の5行目の21文字目ないし30文字目の不開示部分、9行目の18文字目ないし35文字目の不開示部分及び11行目の21文字目ないし26文字目の不開示部分について

当該各不開示部分には、審査請求人本人の所有に係る土地の客観的な状況や審査請求人本人を指すものと解される情報が記録されていることが認められる。

したがって、当該各不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

ところで、実施機関は、当該各不開示部分について、別表1のとおり、市の埋立て条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、〇〇市の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすしそがあるとして、条例第14条第7号に該当し、不開示であるとしている。

しかし、当該各不開示部分に記録されている審査請求人本人の所有に係る土地の客観的な状況及び審査請求人本人を指すものと解される情報自体は、それらを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく業務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関や県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められない。

したがって、当該各不開示部分が同号の不開示情報に該当するということはできない。

そのほか、当該各不開示部分が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該各不開示部分については、開示されるべきである。

イ 当該行政文書の不開示部分のうち、上記ア以外の不開示部分について

当該不開示部分には、〇〇市の対応案について実施機関と同市との間で検討した内容や審査請求人以外の特定の個人に対する実施機関及び〇〇市の評価と解される情報が記録されていることが認められる。

しかし、当該不開示部分は、審査請求人本人を識別することができることとなる情報や個人識別符号が含まれる情報であるとまでは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分については、条例第14条に定める不開示情報該当性について検討するまでもなく、開示することはできない。

(4) 「平成30年12月27日報告書」（別表2の文書番号4）の不開示部分について

ア 当該行政文書の1枚目の「主題」欄の2行目の1文字目ないし17文字目の部分について

当該部分には、審査請求人から通報があった事案について実施機関が付した名称に係る情報が記録されていることが認められるところ、当該名称は、全体としては、審査請求人の通報の内容を要約して付した名称ということができることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

当該部分のうち、10文字目ないし15文字目の不開示部分についてみると、当該不開示部分には、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報が記録されていることが認められるところ、実施機関は、別表1のとおり、市の埋立て条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第14条第7号に該当し、不開示であるとしている。

しかし、当該不開示部分に記録されている審査請求人の通報の内容を

基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関や県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

他方で、当該不開示部分を開示すると、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報が明らかとなるから、ひいては、当該事案の行為者とされている法人及び当該法人の関係者とされている審査請求人以外の特定の個人に対する実施機関の評価と解される情報も明らかになることが認められる。

そして、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該法人に対する評価と解される情報は、それが明らかになると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、同条第4号アの情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において不開示情報から除くこととされている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとは認められない。

また、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該個人に対する評価と解される情報は、同条第3号本文の個人に関する情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において個人に関する情報から除くこととされている同号ただし書アの「法令（中略）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとは認められないほか、同号ただし書イ及びウの情報にも該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同条第3号及び第4号アの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。

イ 当該行政文書の不開示部分のうち、上記ア以外の不開示部分について
当該不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人に対する実施機関の対応方針が記録されていることが認められる。

しかし、当該不開示部分は、審査請求人本人を識別することができることとなる情報や個人識別符号が含まれる情報であるとまでは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分については、条例第14条に定める不開

示情報該当性について検討するまでもなく、開示することはできない。

(5) 「令和元年12月19日報告書」（別表2の文書番号5）の不開示部分について

当該行政文書の「主題」欄の2行目の1文字目ないし17文字目の部分には、審査請求人から通報があった事案について実施機関が付した名称に係る情報が記録されていることが認められるところ、当該名称は、全体としては、審査請求人から通報があった内容を要約して付した名称ということができることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

当該部分のうち、10文字目ないし15文字目の不開示部分についてみると、当該不開示部分には、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報が記録されていることが認められるところ、実施機関は、別表1のとおり、市の埋立て条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第14条第7号に該当し、不開示であるとしている。

しかし、当該不開示部分に記録されている審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関や県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

他方で、当該不開示部分を開示すると、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該事案に対する評価と解される情報が明らかとなるから、ひいては、当該事案の行為者とされている法人及び当該法人の関係者とされている審査請求人以外の特定の個人に対する実施機関の評価と解される情報も明らかになることが認められる。

そして、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該法人に対する評価と解される情報は、それが明らかになると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、同条第4号アの情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において不開示情報から除くこととされている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当

するとは認められない。

また、審査請求人の通報の内容を基にした実施機関の当該個人に対する評価と解される情報は、同条第3号本文の個人に関する情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において個人に関する情報から除くこととされている同号ただし書アの「法令（中略）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとは認められないほか、同号ただし書イ及びウの情報にも該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同条第3号及び第4号アの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。

(6) 「令和3年3月29日関東農政局作成事案概要」(別表2の文書番号6)
の不開示部分について

ア 当該行政文書の2枚目の「5（3）土地改良区」欄の3行目の1文字目ないし5行目の7文字目の不開示部分について

当該不開示部分には、近隣の土地の地権者に対する特定の土地改良区の認識と解される情報が記録されていることが認められるところ、当該行政文書の2枚目の「5（4）近隣地権者」欄の開示部分において、審査請求人本人が当該近隣の土地の地権者であると記録されていることに照らし、当該不開示部分は、審査請求人本人に係る情報であるということができることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

しかし、当該不開示部分に記録されている近隣の土地の地権者に対する特定の土地改良区の認識と解される情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく事案に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関や県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

他方で、当該不開示部分のうち、3行目の11文字目ないし28文字目の部分を開示すると、近隣の土地の地権者の対応に対する特定の土地改良区の評価と解される情報が明らかになることが認められるところ、それが明らかになると、当該特定の土地改良区の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、同条第4号アの情報に該当することが認められる一方、同号ただし書において不開示情報から除くこととされている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分のうち、3行目の11文字目ないし28文字目の部分は、同条第4号アの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。

また、当該不開示部分のうち、3行目の11文字目ないし28文字目の部分以外の部分は、同条第4号アの不開示情報に該当するということはできないほか、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

したがって、当該不開示部分のうち、3行目の11文字目ないし28文字目の部分以外の部分については、開示されるべきである。

イ 当該行政文書の3枚目の「6. 令和2年度の国の対応」欄の2行目の12文字目ないし25文字目の不開示部分について

当該不開示部分には、当該事案に係る近隣の土地の客観的な状況に係る情報が記録されていることが認められるところ、当該行政文書の2枚目の「5（4）近隣地権者」欄の開示部分において、審査請求人本人が当該近隣の土地の地権者であることが記録されていることに照らし、当該不開示部分は、審査請求人本人に係る情報を含む情報であるということができることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

ところで、実施機関は、別表1のとおり、当該行政文書の不開示部分について、「個人の氏名等」については開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例第14条第3号に該当するとし、「事案に係る個別具体的な内容、県・国・市の判断」については市の埋立て条例に基づく事案に係る業務に関する情報であつて、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性

質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同条第7号に該当するとしているところ、実施機関が当該不開示部分について、同条第3号又は第7号のいずれに該当すると判断して開示しないこととしたのか明確ではない。

そこで、まず、当該不開示部分の同条第3号の不開示情報該当性についてみると、当該不開示部分に記録されている情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

次に、当該不開示部分の同条第7号の不開示情報該当性についてみると、当該不開示部分に記録されている情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく事案に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、当該不開示部分は、実施機関や国、県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

そのほか、当該不開示部分が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該不開示部分については、開示されるべきである。

ウ 当該行政文書の3枚目の「6. 令和2年度の国の対応」欄の2行目の37文字目ないし4行目の33文字目の不開示部分について

当該不開示部分には、当該事案に係る近隣の土地の地権者複数名の国に対する対応や近隣の土地の性状と解される情報が記録されていることが認められるところ、当該行政文書の2枚目の「5（4）近隣地権者」欄の開示部分において、審査請求人本人が当該近隣の土地の地権者であることが記録されていることに照らし、当該不開示部分は、審査請求人本人に係る情報を含む情報であるということができることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

ところで、実施機関は、別表1のとおり、当該行政文書の不開示部分について、「個人の氏名等」については開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものを含む。）であり、条例第14条第3

号に該当するとし、「事案に係る個別具体的な内容、県・国・市の判断」については市の埋立て条例に基づく事案に係る業務に関する情報であつて、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同条第7号に該当するとしているところ、実施機関が当該不開示部分について、同条第3号又は第7号のいずれに該当すると判断して開示しないこととしたのか明確ではない。

そこで、まず、当該不開示部分の同条第3号の不開示情報該当性についてみると、当該不開示部分には、当該事案に係る近隣の土地の地権者複数名の国に対する対応や近隣の土地の性状と解される情報が記録されており、審査請求人以外の地権者に係る情報が含まれていることが認められる。

そうすると、当該不開示部分に記録されている情報は、土地に係る登記事項証明書等に記録されている情報との照合を介して、審査請求人以外の地権者である特定の個人を識別することができることとなるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、同条第3号本文に該当すると認められる。その一方、当該不開示部分に記録されている情報が同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

次に、当該不開示部分の同条第7号の不開示情報該当性についてみると、当該不開示部分に記録されている情報自体は、それを開示したとしても、市の埋立て条例に基づく事案に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、当該不開示部分は、実施機関や国、県内市町村の機関における将来の同種の事案に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、同号の不開示情報に該当するということはできない。

よって、当該不開示部分は、同条第7号の不開示情報に該当するとまでは認められないが、同条第3号の不開示情報には該当すると認められ、不開示とすることが相当である。

エ 当該行政文書の不開示部分のうち、上記アないしウ以外の不開示部分について

当該不開示部分には、事案の経緯、国、特定の土地改良区、県又は〇〇市の対応等が記録されていることが認められる。

しかし、当該不開示部分は、審査請求人本人を識別することができる

こととなる情報や個人識別符号が含まれる情報であるとまでは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分については、条例第14条に定める不開示情報該当性について検討するまでもなく、開示することはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第3の2（1）カのとおり、平成30年12月27日付け「報告書」には、「※〇〇市役所、〇〇警察署の対応状況を確認して報告すること」と記名のメモ書きもあるが、これに対する報告が見当たらない旨主張するとともに、平成29年、令和2年及び令和3年（4月以降）の「行政文書」が一切見当たらないのは県の業務として不自然である旨主張している。

これに対し、実施機関は、上記第4の1（3）のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報として、別表1の「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書以外に特定すべき文書は存在しない旨主張している。

そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、実施機関から、内容が軽微であったり、過去の報告書で既に記録済みの状況に変化がない等の場合には、口頭の報告により処理することがある上、改めて本件開示請求時に探索したもの、別表1の「行政文書の名称」欄に記載されている文書以外に審査請求人を本人とする保有個人情報が記録された行政文書は発見されなかったとの回答があった。

当審査会としては、これらの実施機関の主張を覆すに足りる事情は認められない。

その余の審査請求人の主張についても、上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 付言

実施機関は、本件決定通知書の「別紙」の「開示することができない部分の概要」欄について、別表1の「開示することができない部分の概要」欄のとおり、開示することができない部分を「個人の住所等」、「事案に係る個別具体的な内容、県・国・市の判断」等に区分して記載している。

しかし、上記の記載では、開示請求者において、同表にいう開示することができない部分が各行政文書のどの部分に該当するのかを容易に認識し得る

とはいひ難く、ひいては、開示請求者において、どの部分について、いかなる根拠条項及び理由により不開示とされたのかも、容易に認識し得るとはいひ難い。

実施機関においては、今後、部分開示決定や不開示決定を行うときは、対象となる行政文書を明示するとともに、開示請求者において、部分開示決定通知書や不開示決定通知書で示された不開示部分と各行政文書の該当部分との対応関係並びに不開示部分ごとの不開示決定の根拠条項及び理由を容易に認識し得るよう、適切な記載に努められたい。

第7 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年 9月 29日	諮詢受理
令和5年 8月 1日	審査（令和5年度第4回審査会第二部会）
令和5年 8月 24日	審査（令和5年度第5回審査会第二部会）
令和5年 9月 14日	審査（令和5年度第6回審査会第二部会）
令和5年 10月 3日	審査（令和5年度第7回審査会第二部会）
令和5年 11月 7日	審査（令和5年度第8回審査会第二部会）
令和6年 9月 20日	審査（令和6年度第6回審査会第二部会）
令和6年 10月 16日	審査（令和6年度第7回審査会第二部会）
令和6年 11月 11日	審査（令和6年度第8回審査会第二部会）

別表 1

行政文書の名称	開示することができない部分の概要	根拠条文
平成30年10月12日〇〇市作成報告書	個人の住所等	条例第14条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
	本事案に係る個別具体的な内容及び今後の〇〇市の対応方針	条例第14条第7号該当 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、〇〇市の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
平成30年10月30日事案整理票	本事案に係る県、〇〇市の判断	条例第14条第7号該当 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、県、〇〇市の判断が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
平成30年11月30日市からの送付文	事案に係る個別具体的な内容、〇〇市の判断	条例第14条第7号該当 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、〇〇市の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
平成30年12月27日報告書	事案に係る個別具体的な内容、県の今後の対	条例第14条第7号該当 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する条例に基づく業務に関する情報であつ

	応	て、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
令和元年12月 19日報告書	事案に係る個別具体的な内容	条例第14条第7号該当 ○○市○○○○○○○○○○に関する条例に基づく業務に関する情報であって、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
令和3年3月2 9日関東農政局 作成事案概要	個人の氏名等	条例第14条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるこことなるものを含む。）
	事案に係る個別具体的な内容、県・国・市の判断	条例第14条第7号該当 ○○市○○○○○○○○○○に関する条例に基づく事案に係る業務に関する情報であって、開示することにより、県の対応方針が公になるなど、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

別表2

文書番号	文書名	通番	不開示部分に関する本件 開示請求に係る保有個人 情報	不開示相当部分	不開示の理 由	開示相当部分
1	平成30年1 0月12日〇 〇市作成報告 書	—	—	—	—	—
2	平成30年1 0月30日事 案整理票	1	1枚目の「事案名」欄	1枚目の「事案名」欄の9 文字目ないし11文字目	条例第14 条第3号及 び第4号ア	—
		2	1枚目の下から2行目の2 文字目ないし27文字目の 部分	1枚目の下から2行目の2 文字目ないし6文字目	条例第14 条第3号及 び第4号ア	—
3	平成30年1 1月30日市 からの送付文	3	2枚目の5行目の21文字 目ないし30文字目の不開 示部分、9行目の18文字 目ないし35文字目の不開 示部分及び11行目の21 文字目ないし26文字目の 不開示部分	—	—	2枚目の5行目 の21文字目な いし30文字目 の部分、9行目 の18文字目な いし35文字目 の部分及び11 行目の21文字 目ないし26文 字目の部分

4	平成30年1 2月27日報 告書	4	1枚目の「主題」欄の2行 目の1文字目ないし17文 字目の部分	1枚目の「主題」欄の10 文字目ないし15文字目の 部分	条例第14 条第3号及 び第4号ア	—
5	令和元年12 月19日報告 書	5	「主題」欄の2行目の1文 字目ないし17文字目の部 分	「主題」欄の2行目の10 文字目ないし15文字目の 部分	条例第14 条第3号及 び第4号ア	—
6	令和3年3月 29日関東農 政局作成案 概要	6	2枚目の「5 (3) 土地改 良区」欄の3行目の1文字 目ないし5行目の7文字目 の不開示部分	2枚目の「5 (3) 土地改 良区」欄の3行目の1文字 目ないし5行目の7文字目 の部分のうち、3行目の1 1文字目ないし28文字目 の部分	条例第14 条第4号ア	2枚目の「5 (3) 土地改良 区」欄の3行目 の1文字目ない し5行目の7文 字目の部分のう ち、3行目の1 1文字目ないし 28文字目の部 分以外の部分
		7	3枚目の「6. 令和2年度 の国の対応」欄の2行目の 12文字目ないし25文字 目の不開示部分、2行目の 37文字目ないし4行目の 33文字目の不開示部分	3枚目の「6. 令和2年度 の国の対応」欄の2行目の 37文字目ないし4行目の 33文字目の部分	条例第14 条第3号	3枚目の「6. 令和2年度の国 の対応」欄の2 行目の12文字 目ないし25文 字目の部分